事　　例

【例６】外国法人が新たに国内に恒久的施設（P.E.）を設置した場合
指定期間内（平4.7.15）にP.E.設置　　12月決算（年１回）

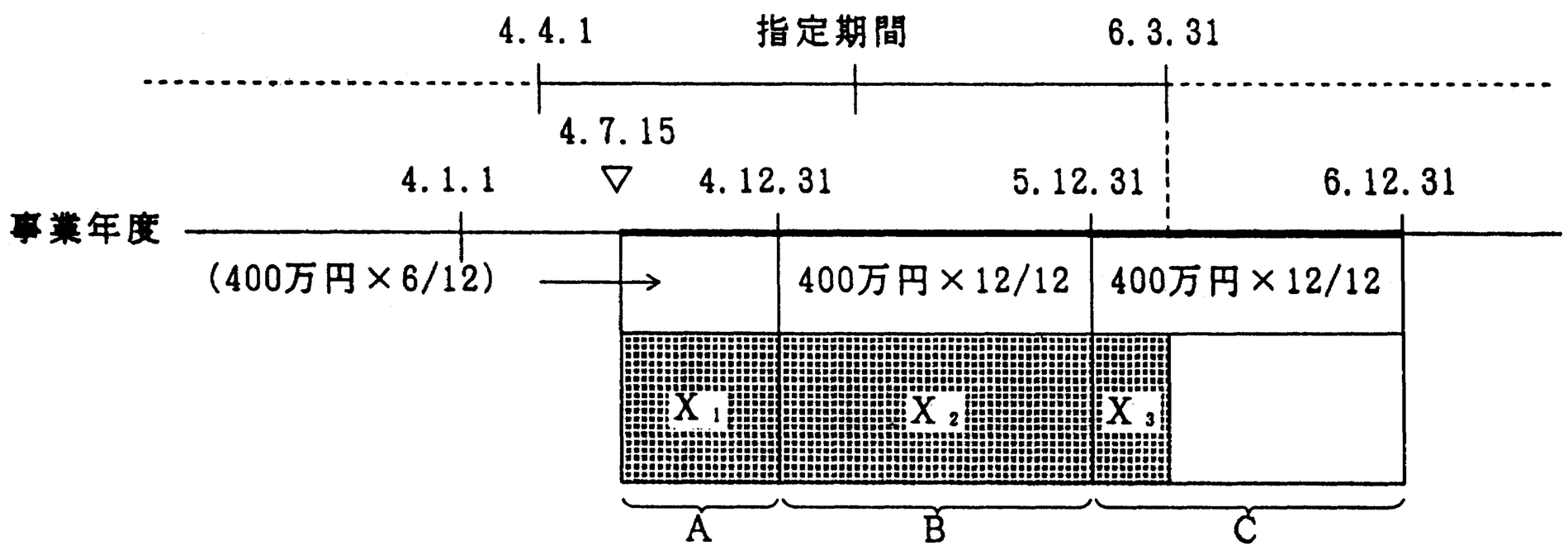

【例７①】吸収合併をした場合　〔甲社が基準法人となる場合〕
指定期間内（5.10.1）に吸収合併
合併法人甲社 …… ９月決算（年１回）　　被合併法人乙社 …… 12月決算（年１回）

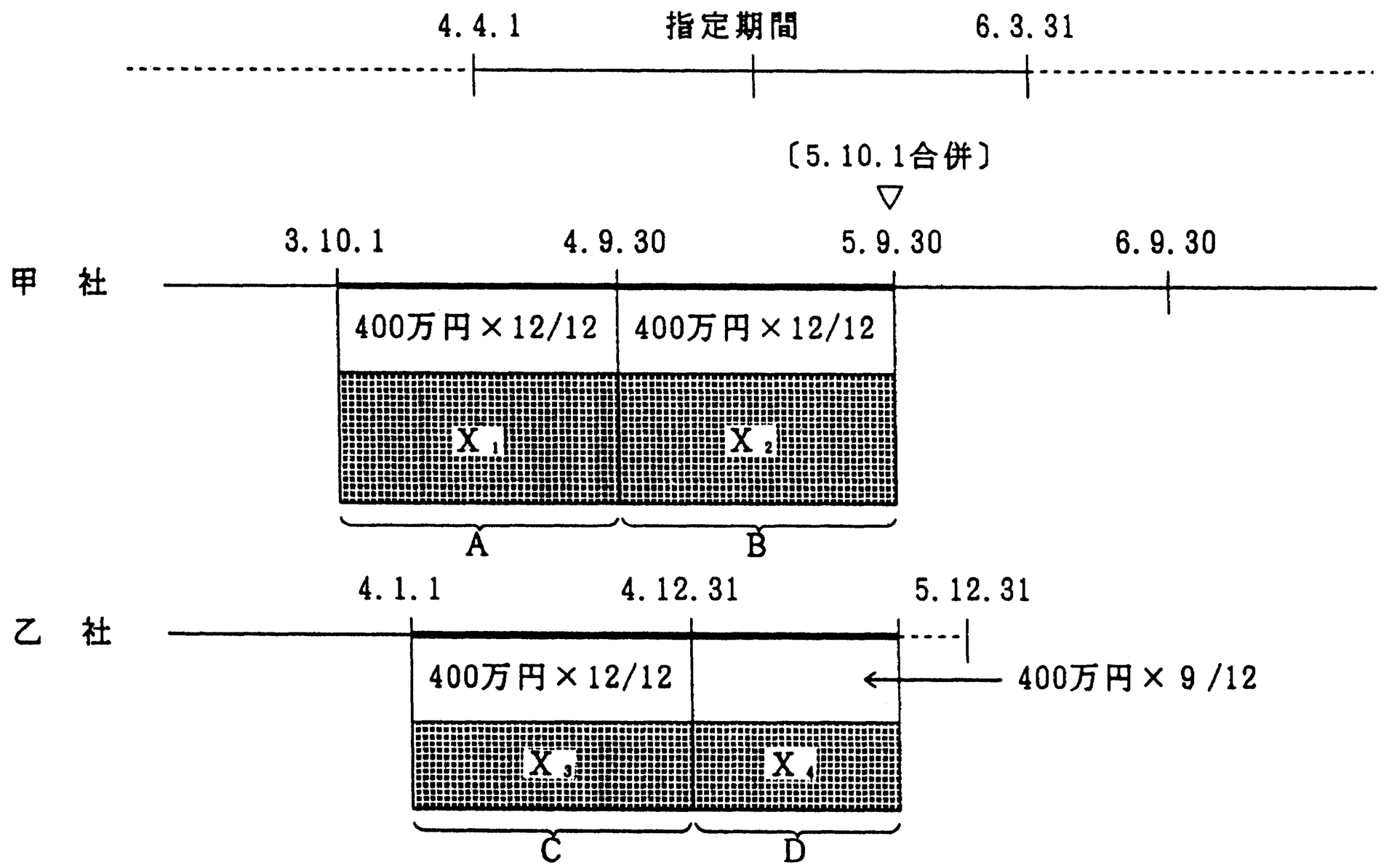

課税事業年度の説明	課税標準法人税額の計算
○　指定期間内に新たに国内に恒久的施設を設置した外国法人については、その設置した日（4.7.15）から指定期間の末日（6.3.31）までの期間内の日を含む事業年度（4.12期、5.12期及び6.12期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②四）。 （注）みなし事業年度の規定（法人税法14五）により、その設置した日から本来の事業年度末日までが１事業年度とみなされることに留意する。	①4. 7.15 ～ 4.12.31 X_1 ＝ A － 400万円 × 6／12 ②5. 1. 1 ～ 5.12.31 X_2 ＝ B － 400万円 × 12／12 ③6. 1. 1 ～ 6.12.31（最後の課税事業年度） X_3 ＝（C－ 400万円× 12／12）× 3／12 （注）最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日（6.1.1)から指定期間の末日（6.3.31）までの期間の月数で按分（下線部分）する（法人特別税法９④二）。
○　基準法人である甲社は指定期間の初日（4.4.1)を含む事業年度を有する法人であるから、甲社の平成４年４月１日以後最初に終了する事業年度開始の日（3.10.1）から２年を経過する日（5.9.30）までの期間を含む事業年度（4.9期及び５.9期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②五、法人特別税法施行令（以下「令」という。）２①一）。	①3.10. 1 ～ 4. 9.30 X_1 ＝ A － 400万円 × 12／12 ②4.10. 1 ～ 5. 9.30（最後の課税事業年度） X_2 ＝（B－ 400万円× 12／12）× 12／12 （注）最後の課税事業年度は、当該最後の課税事業年度開始の日（4.10.1）から基準法人甲社の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後２年を経過する日（5.9.30）までの期間の月数で按分（下線の部分）する（法人特別税法９④三、令３①一）。 ○　被合併法人乙社については、指定期間内に終了する事業年度（4.12期及び5.9期）が課税事業年度となる（法人特別税法７②一）。また、当該課税事業年度の課税標準法人税額の計算は次のとおりである（法人特別税法９④一、令３②)。 ③4. 1. 1 ～ 4.12.31 X_3 ＝ C － 400万円 × 12／12 ④5. 1. 1 ～ 5. 9.30（最後の課税事業年度） X_4 ＝（D－ 400万円× 9／12）× 9／9